

改善箇所説明図



注： は配線の修正部位を示す。

車幅灯、番号灯及び尾灯(以下、「車幅灯等」)の点灯回路を変更した中型トラックにおいて、変更にかかる回路設計が不適切なため、オートライト機能により前照灯が点灯した際に、車幅灯等が点灯しない。そのため、保安基準第34条(車幅灯の基準)等に適合しない。

改善措置の内容： 全車両、車幅灯等の点灯回路を修正する。

識別： 改善車両にはネームプレートに黄色ペイントを塗布する。